HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	公法判例研究
Author(s)	大島, 佳代子
Citation	北大法学論集, 44(2), 195-212
Issue Date	1993-08-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15526
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(2)_p195-212.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

判例研究

公法判例研究

大島佳代子

学生・生徒に対する懲戒処分と裁量の合理的範囲

——いわゆる修徳学園バイク退学処分事件控訴審判決（東京高裁平成四年三月一九日判決、判例時報一四一七号四〇頁）を素材として——

【事実の概要】

Xは、Y（学校法人修徳学園）の設置する修徳高等学校（本件高校）の第二学年在籍中に、右高校校長から、生活指導規定（本件校則）に反して無届で免許を取得したことおよびバイクに乗車したことを理由として退学処分を受けた。そこで、Xは本件校則が憲法に違反すること、また公序良俗に反し学校設置者の学則等の制定権能を逸脱した違法なものであること、本件退学処分は懲戒権者の裁量権を逸脱し適正手続にも反する違法なものであるとして、不法行為もしくは債務不履行による損害賠償を請求した。

原判決（東京地判 平成三年五月二七日、判例時報一三八七号二五頁）は、（一）本件校則が憲法違反であるとの主張は採用できない、（二）本件校則は社会通念上十分合理性を有する

としながら、(三) 退学処分の対象となった行為の軽重、その影響等諸般の事情を総合すると、Xに対しては他の懲戒処分によっても教育の目的を十分に達しえたというべきであるから、本件退学処分は社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権者たる校長の裁量の範囲を逸脱した違法なものであるとして、Xの請求を一部認容した。

【判旨】

本件校則の違憲性、公序良俗および制定権能の逸脱による違法の主張について

原判決の理由を引用し、Xの主張は採用できないとした。なお、この点については、本評釈の検討対象外であるので、判旨の紹介は省略する。

本件退学処分の裁量権逸脱による違法の主張について

「退学処分は、……これを学外に排除することが教育上やむを得ないと認められる場合に限って選択すべきものである。とくに、被処分者が年齢的に心身の発育のバランスを欠きがちで人格形成の途上にある高校生である場合には、退学処分の選択は十分な教育的配慮の下に慎重になされることが要求される」とし、Xの校則違反の態様、学校側の対応、Xの両親の対応、Xの性格及び平素の行状、バイク禁止校則違反生徒に対する従前の学校側の取扱い等を総合判断したうえで、Xの校則違反行為は軽微なものとはいえないけれども、当時の状況下において、適切な教育的配慮を施してもなお、もはや改善の見込みがなく、これを学外に排除することが教育上やむを得ないものであったとは認めることができないので、本件懲戒処分は、処分権者に認められた合理的な裁量の範囲を超えた違法なものであると判示した。

【評釈】

一 懲戒権の根拠規定

学校教育法（以下、学教法と略）はその第一条で本法の適用を受けるべき「学校」の対象・範囲を定めている。本条で明示された「学校」は国立・公立・私立を問わないものとされており[1]、学校が公立であるか私立であるかとは無関係に一律に学教法が適用されることとなる。懲戒については、学教法第一一条が「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる」と規定し、同法施行規則第一三条第二項は「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあって

は、学長の委任を受けた学部長を含む）がこれを行う」と定めている。退学、停学及び訓告は、一般に、法律上の懲戒といわれているものである。このうち退学については、同法施行規則第一三条第三項が、次のような退学事由を掲げている。すなわち、一．性行不良で改善の見込みがないと認められる者、二．学力劣等で成業の見込がないと認められる者、三．正当の理由がなくて出席常でない者、四．学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者のいずれかに該当する児童等に対して、退学処分を行うことができるとされているのである。

これら学教法第一一条および同法施行規則第一三条は大学生にも適用があるが、大学生については、更に、学教法第五九条の「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」との規定を受け、同法施行規則第六七条が「学生の入学、退学、転学、留学、休学、進学の課程の終了及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める」と規定している。従って、大学生に対する懲戒権の行使については、懲戒権者たる学長は、教授会の議決に拘束されることになる。その他、現行法上は、懲戒手続に関する規定は存在しない。

註

（1）永井憲一編「基本法コンメンタール教育関係法」（日本評論社・平成四年）七八頁。

二　学生に対する懲戒処分の裁量に関する最高裁の考え方

この問題についてのリーディングケースである昭和二九年の京都府立医科大学退学処分事件判決[1]（以下、二九年判決と略）において、最高裁は次のように述べている。すなわち、「懲戒権者たる学長が学生の行為に対し懲戒処分を発動するに当り、その行為が懲戒に値するものであるかどうか、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶべきかを決するについては、当該行為の軽重のほか、本人の性格および平素の行状、右行為の他の学生に与える影響、懲戒処分の本人および他の学生におよぼす訓戒的効果等の諸般の要素を考量する必要があり、これらの点の判断は、学内の事情に通ぎょうし直接教育の衝に当るものの裁量に任すのでなければ、適切な結果を期することができないことは明らかである。それ故、学生の行為に対し、懲戒処分を発動するかどうか、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶかを決定することは、その決定が全く事実上の根拠に基かないと認められる場合であるか、もしくは社会観念上著しく妥当を欠き懲戒権者に任された裁量権の範囲を超えるものと認められる場合を除

き、懲戒権者の裁量に任されているものと解するのが相当である」[2]とした。つまり、二九年判決は、学生の懲戒処分が懲戒権者の裁量に任されていることを認め、その範囲については、懲戒処分を発動するかどうか、懲戒処分のうちいずれを選択するかについて裁量権が認められるとし、処分の決定が全くの事実の基礎を欠く場合または懲戒権の発動およびその内容が社会観念上著しく妥当を欠く場合には、裁量権の濫用であると判示したのである。

右のような判旨には学説から批判がなされているが[3]、最高裁は、その後、昭和四九年の昭和女子大学退学処分事件判決[4]（以下、四九年判決と略）において、二九年判決を引用し、学生の懲戒処分発動に際する判断を「学内の事情に通ぎょうし直接教育の衝にあたるものの合理的な裁量に任す」ことを是認した。もっとも、四九年判決は、特に退学処分について次のように付言している。すなわち、「（学教法）施行規則一三条三項は、退学処分についてのみ四個の具体的な処分事由を定めており、……これは、退学処分が他の懲戒処分と異なり、学生の身分を剝奪する重大な措置であることにかんがみ、当該学生に改善の見込がなく、これを学外に排除することが教育上やむをえないと認められる場合にかぎって退学処分を選択すべきであるとの趣旨において、その処分事由を限定的に列挙したものと解される。この趣旨からすれば、……退学処分を行うにあたっては、その要件の認定につき他の処分の選択に比較して特に慎重な配慮を要することはもちろんであるが、退学処分の選択も…諸般の要素を勘案して決定される教育的判断にほかならないことを考えれば、……それぞれの学校の方針に基づく学校当局の具体的かつ専門的・自律的判断に委ねざるをえ」ず、「退学処分の選択が社会通念上合理性を認めることができないようなものでないかぎり、同処分は、懲戒権者の裁量の範囲内にあるものとして、その効力を否定することはできない」というのである[5]。

以上のように、四九年判決が特に退学処分について言及し、退学処分は当該学生に改善の見込がなく学外に排除することが教育上やむをえない場合に限って選択すべきであるとし、退学処分の選択が「社会通念上合理性を認めることができない場合」[6]には裁量権の範囲を逸脱するものとしている点で、先の二九年判決と比べ、退学処分に係る裁量権者の裁量の余地を若干狭めたものと解することができそうである[7]。とはいえ、四九年判決も、退学処分を含めた懲戒処分が教育的自由裁量処分であるとしており、退学処分の選択に関する右の説示が具体的にどのような意味を持つのかは必ずしも明確ではない。結局、二九年判

決も四九年判決も、懲戒処分の発動および内容が社会通念上合理性を欠いている場合には裁量権の逸脱があるとする点では共通しており、このような最高裁の考え方は、その後も、大学生の懲戒に限らず高校生の懲戒が争われた判決例にも踏襲されているといえる。[8] 本判決も一般論としてはこのような考え方を前提にしていると解される。

もっとも、学生に対する懲戒処分が自由裁量処分であるといっても、懲戒は学生・生徒に対する権利侵害性を有することが少なくないので、それと教育的価値との具体的考量によって、各種懲戒行為における自由裁量の有無・裁量権の範囲を決すべきものと思われる。[9] では、このような懲戒権者の裁量権の行使はどのように統制され得るのであろうか。最高裁は、先にみたように懲戒権者に広い裁量権が属することを前提にその濫用を統制しようとしており、この方法による場合、処分権者の裁量権行使が違法とされる余地は極めて限定されることになる。従来、学生に対する懲戒処分をめぐる判決例でも、処分が違法とされたのは処分根拠事実に関する処分権者の認定が事実誤認に基づく場合であった。[10] これに対して、本評釈が検討の素材としている判決は、処分権者の教育的配慮に欠けるものがあったとして処分を違法としたはじめてのものであり、その点で注目に値する。本判決も示すように、教育的配慮に欠ける懲戒処分は違法となり得るのであるが、問題は、どのような場合に、教育的配慮に欠け違法となるのかということである。これを換言すれば次のようにいうことができる。すなわち、懲戒処分一般の適否を判断するポイントとして、二九年判決・四九年判決とも、当該行為の軽重のほか、本人の性格および平素の行状、右行為の他の学生に与える影響、懲戒処分の本人および他の学生におよぼす訓戒的効果等の諸般の要素を掲げているわけであるが、具体的な判決例において、これらの要素がどのような視点から判断されているのかが更に問題となるのである。加えて、前述したように、四九年判決は退学処分の適否については他の懲戒処分より厳しく審査するかの如き態度を一般論として示しているが、かかる枠組が下級審でどのように具体化されてきたかも検討すべき事項と考えられる。以下、判決例に即して、考察を試みる。

註

(1) 最判 昭和二九年七月三〇日、民集八巻七号一四六三頁、ならびに同一五〇一頁。

(2) 同右、民集八巻七号一五〇二―一五〇三頁。

(3) 兼子仁『教育法学と教育裁判』(勁草書房・昭和四四年)一五三―一五四頁、同『教育法〈旧版〉』(有斐閣・昭和三八年)一四六頁、大西芳雄「公立大学生の退学処分」民商法雑誌三一巻六号六八頁、覚道豊治「公立大学学生の懲戒と学長の裁量権」民商法雑誌三一巻六号七六頁、橋本公亘「学生処分における教育的裁量権」教育判例百選〈第二版〉一〇二頁。主たる批判は、退学処分の選択は法規裁量であるというものである(兼子、大西。また、覚道は「法規裁量」といっても裁量である以上は自由裁量の外はないので、退学処分は羈束処分であると主張する)。判決例としては、京都府立医科大学事件第一審判決(京都地判 昭和二五年七月一九日、行裁例集一巻五号七六四頁)が放学処分は法規裁量に属すると判示している。

(4) 最判 昭和四九年七月一九日、民集二八巻五号七九〇頁、判例時報七四九号三頁。

(5) 判例時報七四九号五―六頁。

(6) 二九年判決は「社会観念上著しく妥当を欠く場合」としている(傍点は筆者が付す)。もっとも、具体的な事実関係において、「社会観念上著しく妥当を欠く場合」と「社会通念上合理性を認めることができない場合」とが、常に判然と分けられるわけではないであろう。

(7) 有倉遼吉「昭和女子大事件と基本的人権」法学セミナー二一二〇号一一頁、佐藤繁「最高裁判所判例解説」法曹時報二八巻一一号一四七頁。また、大石真「私立大学における学生の政治的活動に対する規制の合理性及び学生の退学処分と学長の裁量権」法学四二巻一号一二二頁、森田明「私立大学における基本的人権と退学処分」昭和四九年度重要判例解説(ジュリスト五九〇号)二四―二五頁も、四九年判決が退学処分の性質とその裁量の範囲に言及したことをもって、二九年判決の単なる再確認にとどまらないことを指摘している。また、四九年判決以降、下級審においても、退学処分に特に言及する判決例がしばしばみられるようになった(例えば、愛知学院大学学生地位保全等仮処分申請事件判決(後掲 三 ⑩判決参照)、佐賀大学退学処分取消事件判決(後掲 三 ⑪判決参照)、生野高校退学処分取消事件判決(後掲 三 ⑭判決参照)、新潟県立高校退学処分取消事件判決(後掲 三 ⑯判決参照)、北海道立水産高校退学処分取消事件判決(後掲 三 ⑰判決参照)、東京学館高校バイク自主退学事件判決(後掲 三 ⑱判決参照))。

(8) 拓殖大学学生地位保全仮処分申請事件判決(後掲 三 ⑤判決参照)、東京教育大学教育学部生損害賠償等請求事件判決(後掲 三 ⑦判決参照)、大正大学学生地位保全仮処分申請事件判決(後掲 三 ⑨判決参照)、愛知学院大学学生地位保全等仮処分申請事件判決(後掲 三 ⑩判決参照)、佐賀大学退学処分取消事件判決(後掲 三 ⑪判決参

照)、九州大学除籍処分取消事件判決(福岡地判 昭五五・三・四、訟務月報二六巻四号六七〇頁)、筑波大学学園祭紛争事件判決(後掲 三 ⑫判決参照)、駒場東邦高校生徒地位保全仮処分申請事件判決(後掲 三 ⑬判決参照)、龍野実業高校退学処分効力停止申立事件判決(神戸地判 昭四八・二・七、判例タイムズ二九二号三〇九頁)、生野高校退学処分取消事件判決(後掲 三 ⑭判決参照)、新潟県立高校退学処分取消事件判決(後掲 三 ⑯判決参照)、北海道立水産高校退学処分取消事件判決(後掲 三 ⑰判決参照)、東京学館高校バイク自主退学事件判決(後掲 三 ⑱判決参照)、高知県立大方商業高校バイク無期停学処分事件判決(後掲 三 ⑲判決参照)。

なお、修徳高校パーマ自主退学事件判決(後掲 三 ㉒判決参照)は、自主退学勧告が事実上の懲戒であると性格づけたうえで、「その判断に当たっては、学内の事情に通暁し、直接教育の衝に当たる者の合理的な裁量に委ねられ」、「右判断が社会通念上、合理性を欠く場合に限り」違法性を帯びるとし、懲戒処分に関する最高裁の枠組を適用している。また、叱責、訓戒といった事実上の懲戒権行使の限界については、福岡地裁飯塚支部昭和四五年八月一二日判決(判例時報六一三号三〇頁)を参照。

(9) 兼子・前掲書『教育法〈旧版〉』一四五―一四六頁参照。

(10) 京都府立医科大学事件(後掲 三 ②判決参照)および都留文科大学事件(後掲 三 ④判決参照)では、一部の被上告人または原告について、当該処分が事実の根拠を欠くとして違法とされている。

この他に、手続的見地から退学処分に係る裁量権行使を違法としたものとして、昭和女子大学事件第一審判決(東京地判 昭三八・一一・二〇、行裁例集一四巻一一号二〇三九頁、判例時報三五三号九頁)がある。同判決が示したような「適正手続論」に対しては、学説の評価が相半ばしている(これを評価するものとしては、室井力「学生処分と裁量権」別冊ジュリスト行政判例百選(新版)四五頁、佐藤司「昭和女子大事件判決と思想の自由」法律時報三六巻一号六一頁、同「昭和女子大事件最高裁判決の批判的検討」ジュリスト五七三号六五頁がある。これに対して、成田頼明「私立大学学生の在学関係とその退学処分の要件(二)」法律のひろば一七巻三号二六頁、和田英夫「私立大学学生の退学処分問題」判例評論一〇二号七頁(判例時報四八〇号八九頁)、「昭和女子大退学処分事件の控訴審判決冒頭解説」判例時報四七八号一六頁は批判的である。また、森田・前掲「私立大学における基本的人権と退学処分」は、一審の手続論のウェートが手続履行それ自体ではなく、むしろ思想・信条の実体法的平等原則の重視と不可分に結びついて展開された、いわば実体的手続論であったとする)。適正手続の理論と

教育懲戒の裁量権との関係に関する最高裁判例としては奈良学芸大学退学処分事件判決（最判 昭三五・六・二八、訟務月報六巻八号一五三五頁）があるが、このような裁量統制方法の意義等については、比較法的視点も交えながら、別稿にて検討する予定である。

三 従来の判決例と処分の違法性を審査する際の考慮要素

本評釈では、次の判決例を検討する。これらにおいては、最高裁がとった一般的な枠組が用いられている。なお、①～⑫は大学生、⑬～㉔は高校生に対する懲戒処分が問題となっている。

① 京都府立医科大学事件控訴審[1]（大阪高判 昭二八・四・三〇）
② ①の上告審[2]（最判 昭二九・七・三〇）
③ 昭和女子大学事件控訴審[3]（東京高判 昭四二・四・一〇）
④ 都留文科大学事件[4]（甲府地判 昭四二・六・一五）
⑤ 拓殖大学事件[5]（東京地判 昭四六・四・八）
⑥ 東海大学事件[6]（東京地判 昭四八・五・三〇）
⑦ 東京教育大学（教育学部）事件[7]（東京地判 昭四八・六・二七）
⑧ ③の上告審[8]（最判 昭四九・七・一九）
⑨ 大正大学事件[9]（東京地判 昭四九・一二・一二）
⑩ 愛知学院大学事件[10]（名古屋地判 昭五〇・九・一七）
⑪ 佐賀大学事件[11]（佐賀地判 昭五〇・一一・二一）
⑫ 筑波大学事件[12]（水戸地判 昭五九・六・一九）
⑬ 駒場東邦高校事件[13]（東京地判 昭四七・三・三〇）
⑭ 生野高校事件[14]（大阪地判 昭四九・三・二九）
⑮ 修猷館高校事件[15]（福岡地判 昭五〇・一・二四）
⑯ 新潟県立高校事件[16]（東京高判 昭五二・三・八）
⑰ 北海道立水産高校事件[17]（札幌地判 昭五二・八・二三）
⑱ 東京学館高校バイク事件第一審[18]（千葉地判 昭六二・一〇・三〇）
⑲ 県立商業高校バイク事件[19]（高知地判 昭六三・六・六）
⑳ ⑲の控訴審[20]（高松高判 平二・二・一九）
㉑ 修徳学園バイク事件（東京地判 平三・五・二七）
㉒ 修徳学園パーマ事件[21]（東京地判 平三・六・二一）
㉓ ⑱の上告審[22]（最判 平三・九・三）
㉔ 修徳バイク控訴審（本件）（東京高判 平四・三・一九）

以上の二四のケースは、（一）学園紛争に関わる訴訟（④⑤⑥⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯）、（二）最近多くみられるいわゆる校則訴訟（⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔）、（三）その他の訴訟（①②③⑦⑧⑰）の三つに大別できるが、各カテゴリーごとに

具体的にみてみることにする。

（一）学園紛争に関わる訴訟

このカテゴリーの中でも、懲戒処分の相手方が大学生の場合④⑤⑥⑨⑩⑪⑫と高校生の場合⑬⑭⑮⑯とでは、処分の適否を判断する際の考慮事項に若干の違いがみられる。前者の場合には、ほぼ共通して、学生の行為の目的の正当性（⑤[23]⑩[24]⑪[25]）および行為の目的のためにとられた手段の合理性（④[26]⑤[27]⑨[28]⑩[29]⑪[30]）が考慮されている。手段の合理性といっても、具体的に検討されていることは、行為の違法性・暴力性、学則違反行為であること、大学側の説得や警告を無視したことであり、その点では、学生らの行為が学則に違反し大学側の指導・警告を無視して反復継続したことを決め手として処分の適否を判断したケース[31]（⑥⑫）と同様、被処分者の行為の悪質性が判断のポイントとなっているといえる。また、この他の考慮要素として、当該行為の回数（④）、指導的立場にあったこと（④⑤⑩⑪）、他の学生への影響（⑤[32]⑨[33]）等が挙げられる。

他方、処分の相手方が高校生の場合には、大学生の場合と異なり、処分に至るまでに学校が行った処分回避措置の有無・内容（⑬[34]⑭[35]⑮[36]⑯[37]）が判断のポイントとなっている。以上の四ケースはいずれも生徒が退学処分を受けたものであり、教育を受ける権利を直接的に侵害するものであるといえる。これらのうち⑭および⑯のケースでは、退学処分は当該生徒を学外に追放するもやむを得ない場合に限って選択されるべきであると述べ、このような説示を受けて処分回避措置の有無を重要な判断要素としている。特に⑯では、学教法施行規則第一三条が退学処分の具体的処分事由を定めていることをもって「処分事由を限定的に列挙し、他の懲戒処分よりも裁量の余地を狭めたものと解される」と明言されている。また、被処分者が高校生の場合には、主に行為態様の悪質性に判断のポイントのあった大学生の場合と比べて、成熟性への配慮から処分回避措置といった教育的配慮の有無が重視されているともいえよう。この他には、反省の程度（⑬[38]⑭[39]⑮[40]）や他の生徒への影響（⑬[41]）等も考慮要素となっている。

（二）校則訴訟

ここに属するケースはすべて高校生に対する処分に関わるものである。このカテゴリーに特徴的なこととして、まず第一に、退学処分（㉑㉔）ないし自主退学勧告（⑱㉒）が問題となっ

ているケースでは、退学処分等を行うに当たっては他の懲戒処分に比較して特に慎重な配慮を要するとしながら、二九年判決・四九年判決が懲戒処分一般の適否を判断するために提示した考慮要素に沿って、当該処分の適否が判断されていることが挙げられる。[42] つまり、これら三件の判決例では、退学処分については、他の処分と比べて処分権者の裁量の余地が狭いかの如き一般論を提示した四九年判決の考え方を支持してはいるが、退学処分について他の処分より厳しく審査しようとする態度が具体化されているとはいえないのである。

第二の特徴としては、原告の性格及び平素の行状や家庭の対応（⑱[43]⑲[44]㉑[45]）を重視する判決例があることである。これらはいずれも処分に直接関係がないはずのものである。けれども、相手の性格や普段の行状が処分の適否を判断する際の考慮要素とされているのは、処分者が処分の基礎となった校則違反行為の悪質性のみを捉えて懲戒処分を課しているのではなく、生徒の性格や普段の行状も考慮したうえで適切な処分を選択しているかどうかが試されているといえよう。また、家庭の対応が考慮されているのは、生徒の指導や改善に対する家庭の協力が期待されていることの反映だと思われる。なお、他のカテゴリーで大学生に対する処分が争われた事例では、家庭の対応が考慮されているものは見あたらない。

(三) その他の訴訟

このカテゴリーでは各々の事件の性格が異なっており、行為の悪質性以外に共通項はないといえる。しかしながら、ここで考慮されている要素は、(一)(二)で提示されたものとほぼ変わりがない。具体的には、③では、学則違反に対する責任の自覚が希薄であり、関係教授等の説諭に対して反撥していたことが、⑦では、原告の処分の基礎となった各言動の重大性、根強い性格上の歪み、学校側が原告を矯正しようとしたその努力に対する拒否的態度、原告の各言動が他の学生に及ぼす影響の重大性が、⑰では、行為の悪質性・危険性、平素の行状[46]、学校側が職員会議で慎重に審議して指導方法を検討したうえでの退学処分であること[47]が考慮されている。

また、以上のようなカテゴリーの枠を超えて、主に私立学校の場合には[48]教育方針や建学の精神といった点を考慮の一つとするケース（⑥[49]⑨[50]⑬[51]⑱[52]）があることは注目できる。

註

（1） 行裁例集四巻四号九八六頁。女子専門部教授会に押し

掛け、教授会が非公開である旨の決議がなされたにもかかわらず、会議の公開を強要して審議の進行を妨げ、ついには流会を余儀なくさせたことを理由に放学処分を受けた学生らがその取消を求めて提訴した事件である。原審（京都地判 昭二五・七・一九、行裁例集一巻五号七六四頁）は、原告のうちのX_5、X_6については懲戒事由はないから処分は違法である、X_1～X_4の四人については彼らのとった行為は懲戒に値するが、放学に値するほど悪質ではないので、放学処分は裁量権の範囲を逸脱した違法な処分であるとして、結局、原告全員の放学処分を取消したが、大阪高裁はX_6については事実誤認があったとして大学側の控訴を棄却し、X_1～X_5には懲戒事由に該当する行為があり、放学処分は社会通念に照らして著しく不当であると解することはできないとして原判決を取消した。

(2) 民集八巻七号一四六三頁、一五〇一頁。最高裁はX_6およびX_1～X_5に対する原審の判断は正当であるとして上告を棄却した。

(3) 行裁例集一八巻四号三八九頁。学則に反して、無許可で民青同盟に加入し、無届で政暴法制定反対の署名活動をしたことを理由に退学処分を受けた学生らが、懲戒権の濫用等を主張して、学生としての身分の確認請求を求めた事件。

(4) 行裁例集一八巻五・六号七五九頁。事務局長を学生集会に出席させたうえに長時間拘束したこと、無許可で校外デモを行ったこと等を理由として、退学処分または無期停学処分を受けた学生らが処分の取消を求めて提訴した事件。

(5) 判例時報六二五号三〇頁。学内で発生したリンチ殺人事件（安生事件）に端を発した違法集会、デモを指導したとして、退学および無期停学の処分に付された学生らがなした地位保全仮処分申請事件。

(6) 行裁例集二四巻四・五号四二〇頁。建学の精神を否定し、政治的あるいは虚偽中傷の事実を記載した文書等を学内で無許可で反復配布したことを理由に退学および無期停学処分を受けた学生らが学生たる身分の確認を請求した事件。

(7) 訟務月報一九巻一〇号五六頁。原告は東京教育大学教育学部特設教員養成部盲教育部普通科に入学して以来、右養成部の盲学生その他視力障害のある学生の困難な条件を背負っての勉学に全く理解を示そうとしないばかりか、かえってこれを誹謗あるいは侮辱する言動を繰り返し、その勉学を些細なことに籍口して妨害し、そのうえ、視力障害のある学生を中心とする本件寮において、寮の秩序をみだし、他の寮生らとの対立関係を生じ、そこにおける共同生活に不適応性を示したために、最終的には

教授会の決定により退寮処分が処せられながら、右決定を無視してそれに従おうとしなかったばかりか、右特設教員養成部の教官全体を侮辱する発言をもし、さらに、閉鎖中の本件寮に二回にわたり無断で入室した。本件は、右のような言動を理由に放学処分を受けた学生からの損害賠償請求事件である。

(8) 民集二八巻五号七九〇頁。原審の結論を是認し、上告を棄却した。

(9) 判例時報七八八号六三頁。仏教系の私大である大正大学において、学費値上げ等をめぐって生じた紛争に関して、学長が授業妨害等の暴力行為をした学生らに対し懲戒処分をしたところ、このうち退学処分を受けた者三名と一年間の停学処分を受けた者二名が、学生たる地位保全の仮処分を申請した事件。

(10) 判例時報八一四号一三九頁。不法集会開催を理由に無期停学処分を受けた後も、連日登校し、マイクを用いてアジ演説を行なう等の行為に出、退学処分に付された学生が、右各処分が違法無効であると主張して、学生たる地位保全の仮処分申請を行った事件。

(11) 訟務月報二一巻一二号二五四八頁。学生部長等を長時間監禁したことを理由とする退学処分の取消を求めた事件。

(12) 判例タイムズ五二八号一四三頁。学内における無許可集会、無許可文書配布、無許可拡声器使用、無許可掲示物設置等の学則違反の行為を行ったこと等を理由に無期停学処分を受けた学生らがその取消を求めた事件。

(13) 判例時報六八二号三九頁。デモ参加、不許可集会開催等を理由に退学処分を受けた生徒が地位保全の仮処分を申請した事件。

(14) 判例時報七五〇号四八頁。高校二年生の頃から生徒自治活動に積極的に参加し学校封鎖闘争を推進したりするようになり、三年生になってからはいっそうその傾向が強まり学業に専念せず、ほとんどの単位を習得できなかったため、学力劣等で成業の見込みがないことおよび正当な理由なく出席常でないことを理由として退学処分に付された生徒が、右処分の取消を求めた事件。

(15) 判例時報七七五号一二九頁。原潜寄港反対運動等が学則に違背するとして、退学処分を受けた定時制高校の生徒がその取消を求めた事件。

(16) 判例時報八五六号二六頁。無届集会を行い、学校封鎖によって教頭を軟禁したこと等を理由に無期謹慎処分を受けていたにもかかわらず、紀元節反対集会を開催し、他の高校へ突入したうえ教師らに傷害を与え、卒業式当日に無理矢理校舎に侵入しようとして教師に暴行を働いた等の行為を理由に退学処分を受けた生徒がその取消を求めた事件。

(17) 判例時報八七五号四〇頁。教師に対するいやがらせと授業妨害を企て、教師に火傷を負わせるなどの非行を理由に退学処分に処せられた生徒が、右処分の取消を求めた事件。

(18) 判例時報一二六六号八一頁。原告は校則に違反して免許を取得しバイクを購入乗車していたが、自分のバイクを他人に貸与したところ、これを転借した者が無免許運転のうえ事故を起こし、更にこの事実を学校に秘匿していたのが発覚したため、自主退学勧告を受けて自主退学したものであるが、三ない原則違反等を根拠とする退学は理由がないものであるとして、学校に対し損害賠償を請求した事件。

(19) 判例時報一二九五号五〇頁。校則に違反してバイクの免許を取得したことを理由に自宅謹慎の措置をうけた生徒がその取消を請求した事件。

(20) 判例時報一三六二号四四頁。原判決を維持して、控訴を棄却した。

(21) 判例時報一三八八号三頁。学校に無断で普通自動車の免許を取得し、その罰としての早朝登校期間中に同校の校則に違反してパーマを掛けたことなどを理由として、自主退学を勧告され、右勧告に従い退学願を同校に提出した生徒が、卒業認定等を請求した事件。

(22) 判例時報一四〇一号五六頁。原審（判例集未登載）の判断を是認し、上告を棄却した。

(23) 学生らは行為の目的を拓大の民主化、暴力追放にあると主張していたが、東京地裁は、当該行為は学園を混乱させ大学を安保粉砕などの政治的闘争の拠点とする意図でもっぱら大学当局に対して大衆団交を要求し、安生事件に対する責任を追求する等の目的の下に行われたものであると認定した。

(24) 大学移転問題について学生間に存した種々の疑問、不安をとりまとめて、大学当局に対してその回答を求めるという行為の目的自体には非難されるべきところはないとされている。

(25) 学寮問題や立看板撤去問題に関する大学当局の姿勢は必ずしも適切妥当なものではなく、それに不満を抱いた学生らが自治活動の一環として学生部長交渉を要求するに至ったことはむしろ当然であって目的は正当であるとされた。

(26) 原告らの行為の目的が大学の自治の擁護にあるとしても、事務長を学生集会に出席させ長時間拘束したこと、学長告示を無視して校外デモを企画実行したこと、学長に対し要求事項の即答および確約書の署名を強要し長時間に渡って拘束したこと、大学側の臨時休校措置に対抗して学長告示を無視し同盟登校を決定、学生および一部の教官の登校を要請したこと等の行動態様をとることは

妥当性を欠くとされた。

(27) 学生らの主張するような目的の下で当該行為がなされていても、大学のとった各種の措置や声明ならびに多数回にわたる中止・解散命令の無視、その結果学内を混乱に陥れ、負傷者を生ぜしめ、ついには全学休校に至らしめたことを正当化するものではないとされた。

(28) 実力ないし暴力をもって大学の重要な宗教的行事を妨害したこと、ヘルメットをかぶったり、覆面をしたりして授業妨害をし教授の身体的自由を拘束し、教授および一般聴講学生に多大の苦痛ないし迷惑をかけたこと、教授会その他の会議を妨害したり、大学の総務部長を拉致拘束して回答を強要したこと等が、目的のためには手段を選ばないものであるとされた。

(29) 学内集会が許可条件に著しく反して長時間にわたり行われたこと、高齢の教授を約二時間にわたって拘束し、拇印を強制的に押させたこと等の行為は違法な方法であるとされた。

(30) 補導委員らの用便を二度にわたって阻止したばかりか、学生部長を乗せた担架の前に立ちはだかるなどしてその搬出を妨害し、さらに救出にあたった職員めがけてゴム紐状のものを振り降ろすなどの暴力的行為をなしたことをもって、目的はどうであれ許容し難いものとされた。

(31) これらのケースでは、学生らの行為の目的は考慮要素にはなっていない。

(32) 学内を混乱に陥れ、ついには全学休校に至らしめた。

(33) 授業妨害によって教授や一般学生に対し多大な苦痛ないし迷惑をかけた。

(34) 学校側は再三忠告を与え、その指導のために担任教師の交替の措置までとったが効果がなかった。

(35) 学校側が自主退学をすすめたり、あるいは当初は一歩後退して在学を認める方針で交渉を重ねたにもかかわらず、原告が誠意をもって事態を解決しようとしなかった。

(36) 高教組が介入して問題解決への話合いが進められたにもかかわらず、これを無視して円満な解決をより困難にした。

(37) 学校側は生徒に対する指導に努力したが生徒の受け容れるところとならず、退学処分に当たっても、願による退学の形式をとる余地を認めて、退学処分が本人に与える影響を緩和しようと配慮した。

(38) 自己の信念の正当性のみを主張して教師の指導に従わず、生徒の行為に対する学校側の告示や校長の警告、また生徒規則や教師の中止命令をことさら無視するばかりでなく、かえってこれに挑戦的な態度に変わった。

(39) 過去の行為に対する十分な反省もなく、ただ学校当局の措置を非難するのみであった。

(40) 他の生徒は始末書を提出して学校に反省の意を表明し

た事実が認められるが、原告は始末書を提出していない。

(41) 行為の態様が次第に過激となり、他の生徒をも政治活動に引き込む様相を呈した。

(42) 具体的には、当該行為の態様(⑱)、結果の軽重(⑱)、原告の関与の程度(⑱)、原告の反省状況(⑱㉑㉒)、原告の性格および平素の行状(㉑㉒㉔)、処分の原告及び他の生徒に及ぼす訓戒的効果等(㉑㉒㉔)が勘案されて、処分の適否が判断されている。

(43) 原告の両親が学校の指導方針と真向から対立し、将来家庭の協力を得て学校の方針どおり原告を指導することが不可能という状態にあった。

(44) 無期家庭謹慎措置の適法性が争われた⑲においては、免許の無許可取得者に対する措置として職員会議で無期家庭謹慎の措置が相当とされたが、これについて原告の父は応じず、家庭訪問も嫌い、裁判で争うなどと言ったため、原告に対し、右措置は行ったものの教育的指導は十分にできなかった。

(45) 原告の母親が事実を否定するような対応をしたからといって、原告に対する指導について家庭の協力が期待できないと即断することはできないとされた。

(46) 原告は、これまで懲戒処分を受けたことがなかったとはいえ、学校内外における平素の行状が悪く、教師等から再三注意指導を受けながら、その態度が改まらず、かえって暴言を吐くなど教師に対する反抗的態度も目立っていた。

(47) この点が考慮されている背景には、判決文中にも表れているように、裁判所自らが本件退学処分について重い処分との印象を抱いていたことによるものと推察される。

(48) ⑦事件は国立大学のケースであるが、本件では、盲教育部の学生である原告の盲学生や視力障害のある学生に対する無理解な言動が、視力障害者のための教員を養成することを目的とする右教育部の教育目的に反し、同部の学生としての本分に著しく背くものとされた。

(49) 学生らの行為が建学の精神を否定するものであるとされている。

(50) 学園における暴力行為が許されないものであることのひとつの根拠づけとして、大正大学が仏教精神を教育の基本理念としている大学であることが挙げられている。

(51) 生徒の行為が教育方針に沿わないものであることは明らかであり、その結果、父兄会を開いて事情を説明せざるを得ない事態となったとされている。

(52) 校則で定める三ない原則すべてに違反した行為が、学校の教育方針に明らかに悖るものであるとされた。

四　本判決の特徴

本判決は従来の最高裁が示した枠組に沿いながら本件退学処分を違法とした原判決を支持したものである。原判決は、当該処分の適否を、原告の乗車行為の態様とその評価、原告の性格及び平素の行状、本件退学処分の原告及び他の生徒に対する訓戒的効果、家族の態度といった具体的事情に照らして判断している。本判決も、同様に、家庭の対応、一審原告の性格及び平素の行状、他の生徒に与える訓戒的効果等を考慮している。本件は前述の（二）のカテゴリーに属する事案であるが、高校生の退学処分に関する従来の判決例でみられた考慮事項やそれに沿って処分の適否を具体的に認定し総合的に考慮するという評価方法を採用している点で、従来の判決例の一連の流れの中にある。

本判決が「退学処分は、生徒の身分を剝奪する重大な措置であるから、当該生徒に改善の見込みがなく、これを学外に排除することが教育上やむを得ないと認められる場合に限って選択するものである」と判示していることも、四九年判決の考え方を踏襲するものである。しかし、四九年判決は、退学処分の適否を判断する際に特に考慮されるべき要素を具体的に提示してはいなかった。この点、本判決では、「とくに、被処分者が年齢的に心身の発育のバランスを欠きがちで人格形成途上にある高校生である場合には、退学処分の選択は十分な教育的配慮の下に慎重になされることが要求されるべき」ことを明示したうえで、退学処分に至る過程において、できるだけ退学という事態を避けて他の懲戒処分をする余地がないかどうか、そのために生徒やその両親に対して実質的な指導あるいは懇談を試み、今後の改善の可能性を確かめる余地がないかどうか等の教育的配慮の有無を判断のポイントとしている。つまり、高校生に対して退学処分がなされる場合には、その未成熟性を考慮したうえでの十分な教育的配慮が必要であるとし、退学処分との関係における教育的配慮の具体的内容を示したものとして注目できよう。高校生の未成熟性を考慮すべきであるという考え方は、前述したように、従来の下級審の中にも見い出せるものであるが、このようなかたちで明言したのは本判決がはじめてである。

この他に、本判決が「バイク禁止を重要な教育方針として維持するにしても、一方でこれに対する社会的評価が時代の推移とともに変化しつつあることも無視し難い事実である」と述べ、処分選択の適否を問う際の考慮要素としていることが特徴的である。このような説示は従来の判決例にはみられなかったところである。この見解によれば処分の基礎にある教育方針は時代

によってそれに対する社会的評価が変わるので、このことに留意して処分選択を行わなければならないこととなろう。

五　まとめにかえて

以上みてきたように、学生・生徒の懲戒処分について最高裁が提示した立論は、処分権者の裁量の余地を広く認めるものであった。しかし他面で、裁判所は、従来より、裁量判断の具体的な中身の合理性について比較的立ち入って審査してきた。

翻って考えるに、学生・生徒の懲戒処分の性格については、これを羈束裁量とする考え方と自由裁量とする考え方が学説の中で対立していた(1)。しかし、今日では、羈束裁量と自由裁量とを区分する意義は失われているといわれている(2)。むしろ、問題は裁量行為に対するコントロール方法にあるといえる。コントロールの手法には様々な方法があるといわれているが(3)、行政裁量統制について阿部教授は裁量濫用統制型と比例原則審理型とに分類している(4)。教育裁量権行使について最高裁が示した一般論の枠組は、同教授のいう裁量濫用統制型に類似したものということができよう。ところが、実際には、下級審において、裁量を尊重しながらも権限行使の根拠の合理性をかなり具体的に認定していたといえる。このように、一般論としては裁量濫用統制型に類似した枠組を用いながら、裁量権行使の合理性を具体的に審査しているところに、教育懲戒の裁量をめぐる判決例の特徴が見い出せるのであり、また右のような態度にはそれなりに評価できる点を認めることもできる。なぜなら、懲戒権が行使されると相手方学生・生徒の人権に制約的な効果が発生するのであり、このような場合には、人権を制約するに値する合理的な理由の有無が審査されなくてはならないからである(5)。このことは、退学が学生の身分を剝奪する処分であることから学教法施行規則第一三条三項が退学処分発動の要件を羈束していること(6)に鑑みれば、特に退学処分について強く当てはまるものということができる。

これまで、教育懲戒の裁量統制に関する学説では手続的統制の是非について若干議論があったものの(7)、裁量権行使の要件やその統制のポイント如何についての検討はされてこなかったきらいがある。本評釈では右の点を判決例に即して分析しようとしたものではあるが、今後、更に、他の領域における裁量統制について示されている考え方と対比しながら、教育裁量に対する統制のあり方を検討する必要があると考える。

註

（1）前掲二の註（3）参照。

（2）例えば、塩野宏『行政法Ⅰ』（有斐閣・平成三年）一〇四頁。その他、小早川光郎「裁量問題と法律問題」法学協会編『法協百年論集二巻』（有斐閣・昭和五八年）三三八頁参照。

（3）宮田三郎「行政裁量」雄川＝塩野＝園部編『現代行政法大系2』（有斐閣・昭和五九年）四九―五九頁。

（4）阿部泰隆『行政裁量と行政救済』（三省堂・昭和六三年）二〇三頁。

（5）阿部泰隆『行政の法システム（下）』（有斐閣・平成四年）六九九―七〇〇頁。

（6）保木本一郎「学生処分と裁量権」別冊ジュリスト行政判例百選Ⅰ（第三版）五一頁参照。

（7）前掲二の註（10）参照。

脱稿後、修徳学園パーマ事件の控訴審判決（東京高判 平四・一〇・三〇、判例時報一四四三号三〇頁）に接した。本判決も二九年判決・四九年判決に沿って本件自主退学勧告の適否を判断し、控訴人が反省の情を示していないこと、校則違反の内容および態様が軽視できないものであること、一年生当時から問題行動を繰り返していること、学校側が退学勧告を避けるために配慮を重ねてきたこと等から本件勧告を適法としている。